

能勢町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政を充実・強化し、良質な雇用の確保と創出に向け、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

今後とも、緊急雇用対策事業の実施により雇用の確保と創出に努めるとともに、関係機関と連携を深め、雇用・労働行政の充実に努めてまいります。

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

今後とも関係機関と連携を図りながら、就職困難層への支援に努めてまいります。

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

広報やパンフレットの配置、また、経営者団体である商工会を通じて周知を図ってまいります。

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から早期に導入・拡充を行うこと。あわせて、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。

さらに、公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

本町の公共調達においては、入札・契約における競争の実効性の確保という観点から、原則として価格を評価要素としての契約者の選定を基本としており、現在のところ総合評価入札制度の導入及び最低賃金額等の規定をする予定はありません。

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

「ワーク・ライフ・バランス憲章」の趣旨に基づき、職場環境の整備に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

官公需におきましては、地域の商工業育成の点に鑑み地場企業へ優先発注を行っており、引き続き地域の商工業の育成を図ってまいります。

(2) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

昨年からの金融・経済危機が経済や雇用に深刻な影響を及ぼしている状況と、特に町内企業の大部分が中小企業であるという本町の現況を鑑み、下請二法の遵守等については厳格な運用に努めてまいります。

(3) (大阪国際空港の活性化について)

大阪国際空港は、北摂地域における利用者にとって極めて利便性の高い空港であり、かつ危機管理等防災拠点空港としても重要な施設であることから、空港周辺や北摂地域、広く関西圏の経済活性化につながるよう、大阪国際空港の活性化を柱とした諸施策の展開を国や関係機関に働きかけること。

(回答)

当空港は、関西圏の重要な航空アクセスを担う基幹空港です。また、経済波及効果や雇用創出効果も高いことからさらなる機能充実と存続を望むところです。

3. 行財政改革施策

(1) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

住民と連携した行政運営の一環として、本町では住民自治推進事業(協働事業交付金)を展開しており、住民と行政が一体となって地域運営に努めています。今後とも本事業を中心に協働の精神を高めてまいります。

(2) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するのかを明確にすること。

税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(一括回答)

(2) について、権限委譲については、大阪北部の2市2町で広域連携研究会を設置し特例市並みの移譲に向けて積極的に検討を進めています。

大阪府との財政支援や人的支援など円滑な移譲に向けた協議とあわせて、スケールメリット等から府が担うべき事業についても検討を進めています。

(3) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方税財源の充実確保については、かねてより大阪府のみならず町村長会及び市長会とも連携し働きかけてきたところであり、今後も引き続き要望してまいります。

(4) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

事務事業評価や行政評価については積極的に早期から取り入れ、評点評価により事業の必要性や優先順位の決定に努めています。

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

「大阪府保健医療計画」に基づき豊能保健医療推進協議会を設置し、地域医療体制に万全を期しているところです。今後も課題等が発生すれば、課題解決に向け関係機関と協議をしてまいりたいと考えます。

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

平成21年度より介護職員処遇改善交付金が交付されているところであり、平成22年度以降は交付金の申請要件としてキャリア・パスに関する要件等が加えられる予定であることから、事業所に対して交付金の周知・勧奨を行うことで人材育成の研修などを充実させ、福祉人材確保の強化

に努めてまいります。

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

サービス提供基盤の整備については障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、サービス提供事業者の事業内容の充実及び新規事業の開設等、必要に応じ依頼等を行ってまいります。また、利用者負担については、昨年7月からの障害者自立支援制度の一部見直しによりさらなる軽減を図っております。

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

本町では、町民に対してのメンタルヘルス対策事業として、相談に来られる方については相談に応じ大阪府の「こころの相談事業」への斡旋を行うなど、その支援に努めているところです。今後は、町商工会等を通じ事業主の方に「メンタルヘルス対策」の重要性を啓発してまいります。なお、中小企業の方々の加入している全国健康保険協会（協会けんぽ）に対し、協会事業として充実を図っていただくことも有効であると考えます。

5 . 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が安心して出産・子育てできる環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

保育制度については、延長保育や一時保育など住民のニーズに応じた支援を実施しております。

今後も子育て世帯のニーズの把握に努め、きめ細やかな支援体制の充実を図ってまいります。また本町では、ファミリー・サポート・センター事業や地域に開放した保育所の事業など、地域福祉力を活用した事業展開を推進しているところです。これからも地域と連携した制度の充実・強化に努めてまいります。

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、2011年度以降は廃止となる。引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないよう対策を講じること。

(回答)

本町の小学校においては、平成17年度より元警察官を主に警備員配置しており、その効果は学校内だけではなく地域全体にも大きく効果をもたらしております。教育委員会としても同様の考えをもっており、引き続き警備員配置を行ってまいりたいと考えております。

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

政権が変わり1学級あたりの人数の見直しにも着手するという情報もあることから、本町としてもそれが望ましいと考えております。また、キャリア教育については能勢地域小中高一貫教育においてキャリア教育シラバスを作成し、12年間を見通した教育を展開しているところです。なかでも、中学校2年生において職場体験学習が5日間実施できており、社会人・職業人として自立していくための基礎の力をつける効果的な取り組みを支援しております。

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

小中学校の就学援助及び奨学金については、回復しない景気状況等を勘案しながら、教育の機会均等の趣旨に則り子どもたちの支援に努めてまいりたいと考えています。

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

子ども関係機関連絡会議(要保護児童地域対策協議会)を中心として、児童虐待防止ネットワークの機能強化に努めているところであり、関係機関の連携強化、住民への啓発活動に取り組んでまいります。

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

能勢町立人権文化センターに能勢町人権協会を併設し相談機能の充実をめざした体制整備に努めたところであり、広報紙にも各種相談窓口の紹介など継続して取り組んでまいります。

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

男女共同参画行動計画の積極的な推進を図ること。

(回答)

能勢町人権啓発物企画委員会の新しい取り組みとして、人権啓発ポスターや啓発標語の入選作品を活用したカレンダーを作成し、あわせて「女性の人権ホットライン」「大阪府女性相談センター」等の相談窓口を掲示するなど積極的に男女共同参画の推進に努めています。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」未策定自治体】(泉南市、能勢町、太子町、岬町、千早赤阪村)

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、早急に計画を策定し実行していくこと。また国の動向も注視し、住民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

今後とも、広報誌などを通じて排出量削減に向けた啓発に努めてまいります。

(2) (3 Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進し、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物削減の徹底などの施策を一層強化・充実させること。

(回答)

現在、本町ではごみを10種17分別収集とするなど3Rの取り組みに努めるとともに、地域でのごみ資源化活動などの支援に努めているところです。今後とも3Rの推進とリサイクル率の向上に努めてまいります。

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修を推進すること。

(回答)

大規模災害に備え、迅速に対応できるよう災害時備蓄品の管理に努め、防災とボランティア週間をはじめ住民等の積極的な参加を得て、必要に応じた防災訓練の実施等、防災力の強化に努めます。

また、避難場所の安全確保が最優先課題であることから、大阪府及び関係機関等に協力を求めながら、防災体制の整備に努めます。

(3) - 災害時に一時避難場所となる公立学校の耐震化施策を優先的に取り組むこと。また住民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

災害時に一時避難所となる公立学校は、避難住民にとって重要な役割を担うことから、建物の被害を最小限に食い止めるため、今後も大阪府及び関係機関と連携して耐震診断及び耐震改修の促進に取り組み、防災対策上の周知を図ります。

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。住民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を住民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織(自治会や自警団など)との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

豊能防犯協議会や能勢町防犯協議会と連携し防犯意識の高揚を図るとともに、登下校の見守りとして「しあわせ守り隊」による住民と連携した取り組みならびに「青パト」の巡回による登下校のパトロール強化に努めています。

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れるとともに、整備率の改善を行うこと。

また、地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、住民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

高齢化の進行に伴い、ハード・ソフトの両面で社会のバリアフリー化は重要施策と考えます。地球温暖化防止と同様、後世に継承する安全な社会の構築に努めてまいります。

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

国会において人権擁護法案が衆議院解散により廃案となったことを受け、大阪府・市長会・町村長会の三者により法務省に対し、人権侵害の被害者を実効的に救済するための制度の早期確立に向け要望したところであり、今後とも継続した取り組みを強化してまいります。

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本町では、昭和61年に「恒久平和を希求し核兵器を廃絶する町」を宣言し、その実践として毎年「平和のつどい」を開催し広く住民に平和の尊さを啓発しています。戦争体験者と若者との交流を通じて戦争を風化させない取り組みとして位置付けるイベントとして定着しています。